

大玉村立地適正化計画 誘導施設の検討

〈第1回〉 大玉村都市計画マスタープラン及び大玉村立地適正化計画検討委員会
令和6年2月16日



1. 誘導施設の考え方

誘導施設とは、地域住民の生活利便性を維持・向上するために必要な生活利便施設について、都市機能誘導区域内へ誘導を図るもの。都市計画運用指針においては、病院や高齢者福祉施設、子育て支援や教育関連の施設、賑わい創出に資する文化施設や商業施設、生活に欠かせない行政窓口等が挙げられている。また、宿泊施設やオフィスといった、住民の生活利便性に直接的に寄与しないと考えらえる施設は誘導施設には想定されていない。

▼都市計画運用指針における考え方

誘導施設として考えられるもの

- 病院・診療所等の**医療施設**、老人デイサービスセンター等の**社会福祉施設**、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の**高齢化の中で必要性の高まる施設**
- **子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素**となる幼稚園や保育所等の**子育て支援施設**、小学校等の**教育施設**
- **集客力があり、まちの賑わいを生み出す**図書館、博物館等の**文化施設**や、スーパーマーケット等の**商業施設**
- **行政サービスの窓口機能**を有する市役所支所等の**行政施設**

誘導施設として想定されていないもの

- **都市の居住者以外**の者の宿泊のみに特化した宿泊施設や、**都市の居住者の共同の福祉や利便に寄与しない**オフィス・事務所等の施設

1. 誘導施設の考え方

立地適正化計画作成の手引において、各都市機能における主な施設内容が示されている。大玉村においては、地域・生活拠点に位置づけられている日常的な都市機能の立地が中心であるが、一部の都市機能において、中心拠点に位置付けられているような高次の都市機能も有している。なお、村内に立地していない高次の都市機能については、必要に応じて隣接自治体との広域連携によって維持する方針としている。

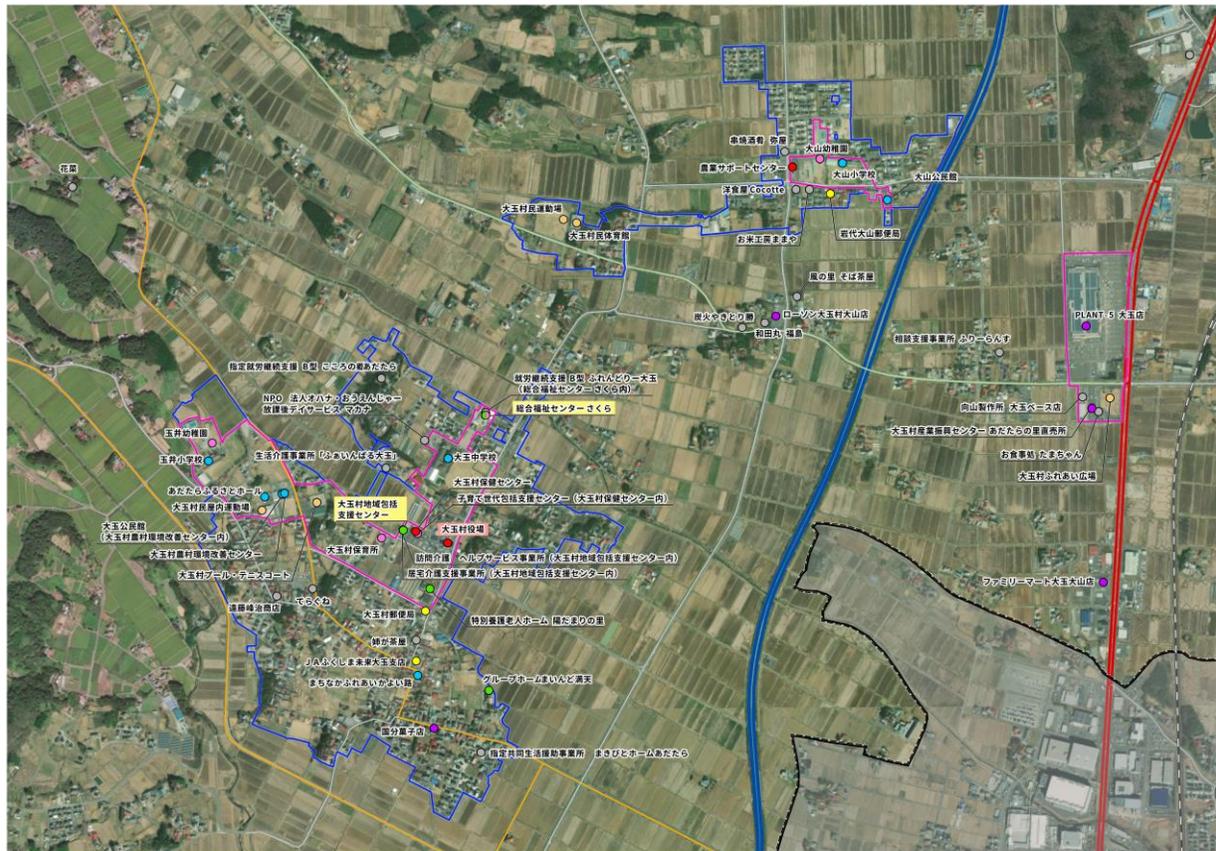
▼誘導施設の主な内容

都市機能	中心拠点（高次の都市機能）	地域・生活拠点（日常的な都市機能）
行政機能	中枢的な行政機能を果たす施設 例) 本庁舎	日常生活を営む上で必要となる行政窓口となる施設 例) 支所、福祉事務所
介護福祉機能	行政区域全体を対象とした高齢者福祉の指導・相談窓口や活動拠点施設 例) 総合福祉センター	高齢者の生活を支え、日々の介護や見守り等のサービスを提供する施設 例) 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン
子育て機能	行政区域全体を対象とした子育てに関する指導・相談窓口や活動拠点施設 例) 子育て総合支援センター	子育て世代が日常的に必要なサービスを提供する施設 例) 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館
商業機能	多様なニーズに対応した買物や飲食サービスを提供する施設 例) 大型の商業施設	日常生活に必要な生鮮品等の最寄品を扱う施設 例) 食品スーパー、コンビニ
医療機能	総合的な医療サービスを受けることができる施設 例) 病院	日常的な診療が可能な施設 例) 診療所
金融機能	決済や融資等の金融機能を提供する施設 例) 銀行、信用金庫	日常的な引き出しや預け入れができる施設 例) A T M、郵便局
教育・文化機能	行政区域全体を対象とした教育文化サービスの拠点施設 例) 文化ホール、中央図書館	地域の教育文化活動を支援し、実行の場となる施設 例) 図書館分館、地域交流センター

2. 大玉村における都市機能施設の立地状況

大玉村における都市機能施設の立地状況を整理した。
 商業機能については、隣接自治体からの利用もみられる大型商業施設を村内に有している。
 医療機能については、総合病院から一般診療所まで全ての医療施設が村外に立地している。

▼都市機能施設の位置



誘導区域	都市機能施設					
	都市機能誘導区域	行政機能	子育て機能	商業機能	運動施設	
居住誘導区域	介護福祉機能	教育・文化機能	金融機能	その他(参考)		

資料 大玉村HP、福島県HP、日本郵政グループ、全国大型小売店総覧、iタウンページ、大玉村資料

▼都市機能施設の立地状況（現況）

機能	施設	都市計画区域内						都市計画区域外
		都市機能誘導区域内			居住誘導区域内			
		大山地区	玉井地区	R4号沿線	大山地区	玉井地区	R4号沿線	
行政	役場		1			1		
	行政窓口	1	1		1	1		
介護福祉	地域包括支援センター		1			1		
	老人ホーム		1			2		
	居宅介護支援事業所		1			1		
	訪問介護事業所		1			1		
	デイサービス		1			1		
子育て	認可保育所		1			1		
	幼稚園	1	1		1	1		
	子育て世代包括支援センター		1			1		
	放課後児童クラブ		1			1		
商業	大型小売店舗			1				
	小売店			1		1	1	1
	コンビニエンスストア						4	
医療	病院							
	一般診療所							
	歯科診療所							
金融	農協					1		
	郵便局				1	1		
教育・文化	図書館							
	資料館		1			1		1
	公民館	1	1		1	1		
	集会施設		1			2		3
運動施設	小学校・中学校	1	2		1	2		
	体育館					1		
その他(参考)	公園・運動場		2	1	1	2		1
	障がい者介護施設		1			5		5
	飲食店			2	3	3		7
	観光							1

【凡例】

■ (pink) : 都市機能誘導区域に立地している	■ (blue) : 誘導区域外に立地している(村内)
■ (green) : 居住誘導区域に立地している(都市機能誘導区域外)	■ (grey) : 大玉村には立地していない

▼都市機能施設一覧（現況）

No.	機能	カテゴリー	施設名	居住誘導区域	都市機能誘導区域	大山地区	玉井地区	R4沿線	誘導区域外	都市計画区域
1	行政	役場	大玉村役場	●	●		●			●
2	行政	行政窓口	大玉村保健センター	●	●		●			●
3	行政	行政窓口	農業サポートセンター	●	●	●				●
4	介護福祉	地域包括支援センター	大玉村地域包括支援センター	●	●		●			●
5	介護福祉	老人ホーム	グループホーム まいんど満天	●			●			●
6	介護福祉	老人ホーム	特別養護老人ホーム 陽だまりの里	●	●		●			●
7	介護福祉	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所 (大玉村地域包括支援センター内)	●	●		●			●
8	介護福祉	訪問介護事業所	訪問介護 ヘルプサービス事業所 (大玉村地域包括支援センター内)	●	●		●			●
9	介護福祉 ／子育て	デイサービス ／放課後児童クラブ	総合福祉センター さくら	●	●		●			●
10	子育て	認可保育所	大玉村保育所	●	●		●			●
11	子育て	幼稚園	大山幼稚園	●	●	●				●
12	子育て	幼稚園	玉井幼稚園	●	●		●			●
13	子育て	子育て世代 包括支援センター	子育て世代包括支援センター (大玉村保健センター内)	●	●					●
15	商業	大型小売店舗	PLANT-5 大玉店		●			●		●
16	商業	小売店	アットホームおおたま						●	
17	商業	小売店	大玉村産業振興センター あだたらの里直売所		●			●		●
18	商業	小売店	鈴木春儀商店						●	●
19	商業	小売店	国分菓子店	●			●			●
20	商業	コンビニエンスストア	セブンイレブン／大玉大山大橋平店						●	●
21	商業	コンビニエンスストア	セブンイレブン／大玉大山店						●	●
22	商業	コンビニエンスストア	ローソン大玉村大山店						●	●
23	商業	コンビニエンスストア	ファミリーマート大玉大山店						●	●
24	金融	農協	J A ふくしま未来 大玉支店	●			●			●
25	金融	郵便局	大玉村郵便局	●			●			●
26	金融	郵便局	岩代大山郵便局	●		●				●
27	教育・文化	資料館	あだたらふるさとホール	●	●		●			●
28	教育・文化	資料館	福島県野生生物共存センター						●	
29	教育・文化	公民館	大山公民館	●	●	●				●
30	教育・文化	公民館	大玉公民館 (大玉村農村環境改善センター内)	●	●		●			●
31	教育・文化	集会施設	西部ふれあいセンター						●	●
32	教育・文化	集会施設	北部ふれあいセンター						●	●
33	教育・文化	集会施設	東部ふれあいセンター						●	●
34	教育・文化	集会施設	大玉村農村環境改善センター	●	●		●			●
35	教育・文化	集会施設	まちなか ふれあい かよい路	●			●			●
36	教育・文化	小学校・中学校	大山小学校	●	●	●				●
37	教育・文化	小学校・中学校	大玉中学校	●	●		●			●
38	教育・文化	小学校・中学校	玉井小学校	●	●		●			●

No.	機能	カテゴリー	施設名	居住誘導区域	都市機能誘導区域	大山地区	玉井地区	R4沿線	誘導区域外	都市計画区域
39	運動施設	体育館	大玉村民体育館	●		●				●
40	運動施設	公園・運動場	ふれあい村民の森						●	●
41	運動施設	公園・運動場	大玉村民屋内運動場	●	●		●			●
42	運動施設	公園・運動場	大玉村プール・テニスコート	●	●		●			●
43	運動施設	公園・運動場	大玉村民運動場	●		●				●
44	運動施設	公園・運動場	大玉村ふれあい広場		●			●		●
45	その他	障がい者介護施設	指定就労継続支援B型 こころの郷 あだたら	●			●			●
46	その他	障がい者介護施設	生活介護事業所「ふあいんぼる大玉」	●			●			●
47	その他	障がい者介護施設	指定共同生活援助事業所 まきびとホームあだたら	●			●			●
48	その他	障がい者介護施設	NPO法人オハナ・おうえんじや 放課後デイサービス マカナ	●			●			●
49	その他	障がい者介護施設	就労継続支援B型 ふれんどりー大玉 (総合福祉センター さくら内)	●	●		●			●
50	その他	障がい者介護施設	相談支援事業所 ふりーらんず						●	●
51	その他	障がい者介護施設	就労継続支援A型事業所 東日本ケアサービス大玉						●	●
52	その他	障がい者介護施設	福島県あだち地域相談センターあだたら						●	●
53	その他	障がい者介護施設	障がい者支援施設あだたら育成園						●	●
54	その他	障がい者介護施設	就労継続支援B型事業所 あだち共育育成園						●	●
55	その他	飲食店	花菜						●	●
56	その他	飲食店	酒楽						●	●
57	その他	飲食店	シャムロック						●	●
58	その他	飲食店	たかのほレストラン						●	●
59	その他	飲食店	てらくね	●			●			●
60	その他	飲食店	洋食屋Cocotte	●		●				●
61	その他	飲食店	お食事処 たまちゃん		●				●	●
62	その他	飲食店	炭火やきとり勝						●	●
63	その他	飲食店	串焼酒肴 弥屋	●		●				●
64	その他	飲食店	向山製作所 大玉ベース店		●			●		●
65	その他	飲食店	風の里 そば茶屋						●	●
66	その他	飲食店	遠藤峰治商店	●			●			●
67	その他	飲食店	和田丸 福島						●	●
68	その他	飲食店	お米工房 ままや	●		●				●
69	その他	飲食店	姉が茶屋	●		●				●
70	その他	観光	ふくしま県民の森フォレストパークあだたら						●	

3. 広域連携中枢都市圏における取組状況

大玉村は、「こおりやま広域連携中枢都市圏」と「ふくしま田園中枢都市圏」の2つの広域連携中枢都市圏に属している。
医療や集客施設などについて、高次な都市機能は、郡山市や福島市などの広域連携中枢中心都市が有する施設を利用するとして協定が締結されている。

▼こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン



▼ふくしま田園中枢都市圏ビジョン

方向性・連携施策の区分	具体的取組名	掲載ページ	連携する市町村									
			二本松市	伊達市	本宮市	桑折町	国見町	川俣町	大玉村	飯館村		
(9)	文化・スポーツの振興	17	スポーツ施設の広域利用による大規模な大会等の誘致	45	○	○	○	○	○	○	○	○
(10)	広域的な土地利用の推進	18	圏域全体の土地利用のあり方の検討	46	○	○	○	○	○			
(11)	強みや特長等を生かした地域の振興	19	圏域産農産物の風評払拭・消費拡大	47	○	○	○	○	○	○	○	○
		20	圏域産農産物の利用拡大の検討	48	○	○	○	○	○	○	○	○
		21	有害鳥獣対策の強化	49	○	○	○	○	○	○	○	○
		22	高等教育機関等への調査・研究の場の提供	50	○	○	○	○	○	○	○	○
(12)	安心安全な災害対策の推進	23	災害対策の広域連携の推進	51	○	○	○	○	○	○	○	
(13)	ゼロカーボンの推進	24	再生可能エネルギーの導入推進と水素エネルギーの利用促進	52	○	○	○	○	○	○	○	
(14)	地域公共交通の充実	25	地域公共交通の確保と利用促進	53	○	○	○	○	○	○	○	
(15)	DXの推進	26	自治体情報システム等の運用に向けた情報交換	54	○	○	○	○	○	○	○	
		27	入札参加資格申請受付システム導入の検討	55	○	○	○	○	○	○	○	
(16)	ポストコロナ時代のゆとりあるライフスタイルの形成	28	出合いの場の創出	56	○	○	○	○	○	○	○	
		29	移住定住の促進	57	○	○	○	○	○	○	○	
(17)	雇用対策の充実	30	圏域内企業への若者の就職支援	58	○	○	○	○	○	○	○	
(18)	圏域内公共施設等の相互利用の推進	31	公共施設の相互利用の検討	59	○	○	○	○	○	○	○	
		32	災害廃棄物等処理の広域連携の推進	60	○	○	○	○	○	○	○	
(19)	圏域内市町村職員の育成	33	合同職員研修会等の開催	61	○	○	○	○	○	○	○	
(20)	公営企業の広域連携の推進	34	水道事業における広域連携の推進	62	○	○	○	○	○	○	○	

生活関連機能サービスの向上 【「学び、働き、暮らし続けることができる」圏域づくり】

主な連携事業

- ◆災害対策
圏域全体での災害対策推進、広域避難等、防災体制の充実
- ◆環境対策
地球温暖化対策、エネルギー地産地消促進等
- ◆移住・定住促進事業
こおりやま広域圏の魅力発信、潜在的な移住希望者の掘り起こし等
- ◆長寿社会対策推進事業
地域において活躍できる高齢者の養成、高齢者自身の社会参加促進
- ◆図書館、文化スポーツ施設等の広域利用
圏域内における施設の相互利用を促進、有効活用
- ◆研修・人材育成等
各種研修ネットワークや共同研究による人材育成、カイズン運動の推進等

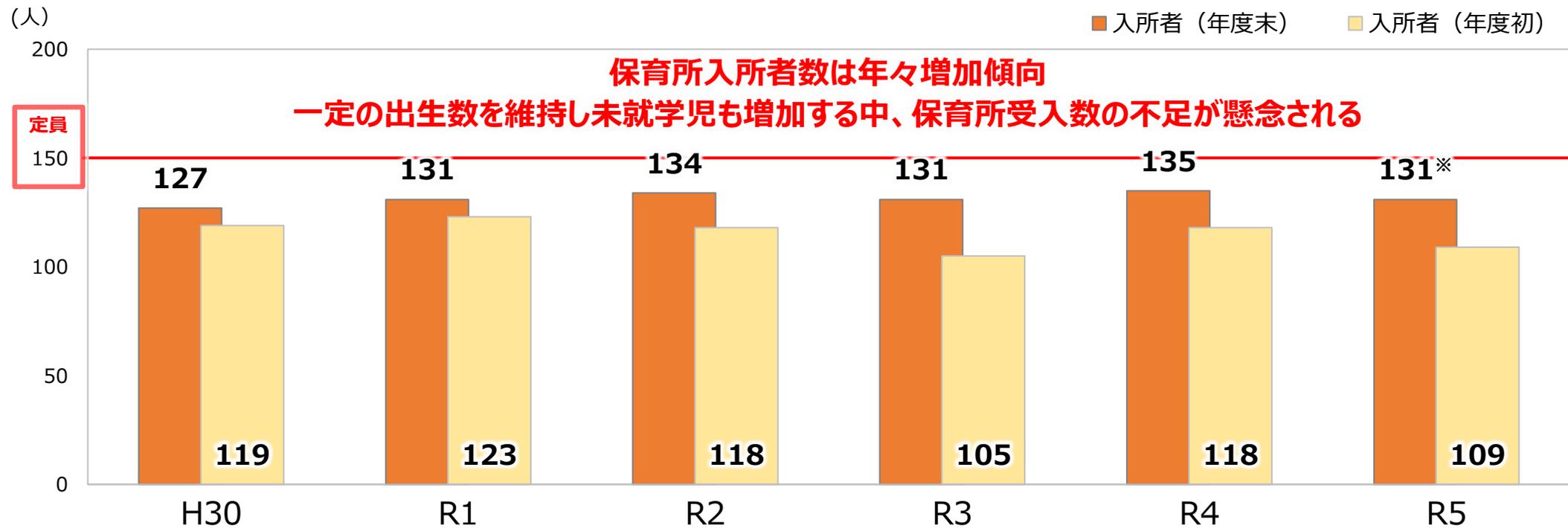
資料 こおりやま広域連携中枢都市圏ビジョン（2023年3月 抜粋）

資料 ふくしま田園中枢都市圏ビジョン（令和5年7月 一部改訂）

4. 村内で不足する都市機能（①子育て機能）

大玉村では、子育て世代の移住定住施策を推進し、特に未就学児を保育する保育施設の受入人数が不足する見通しとなっている。働きながら子どもを育てる家庭も増加する中、子育て世帯の暮らしやすさの観点から保育機能は引き続き維持するものとして、更なる機能の拡充について検討が必要と考える。

▼大玉村の保育所定員と入所者数の推移



※R5の年度末値は9月末時点の値

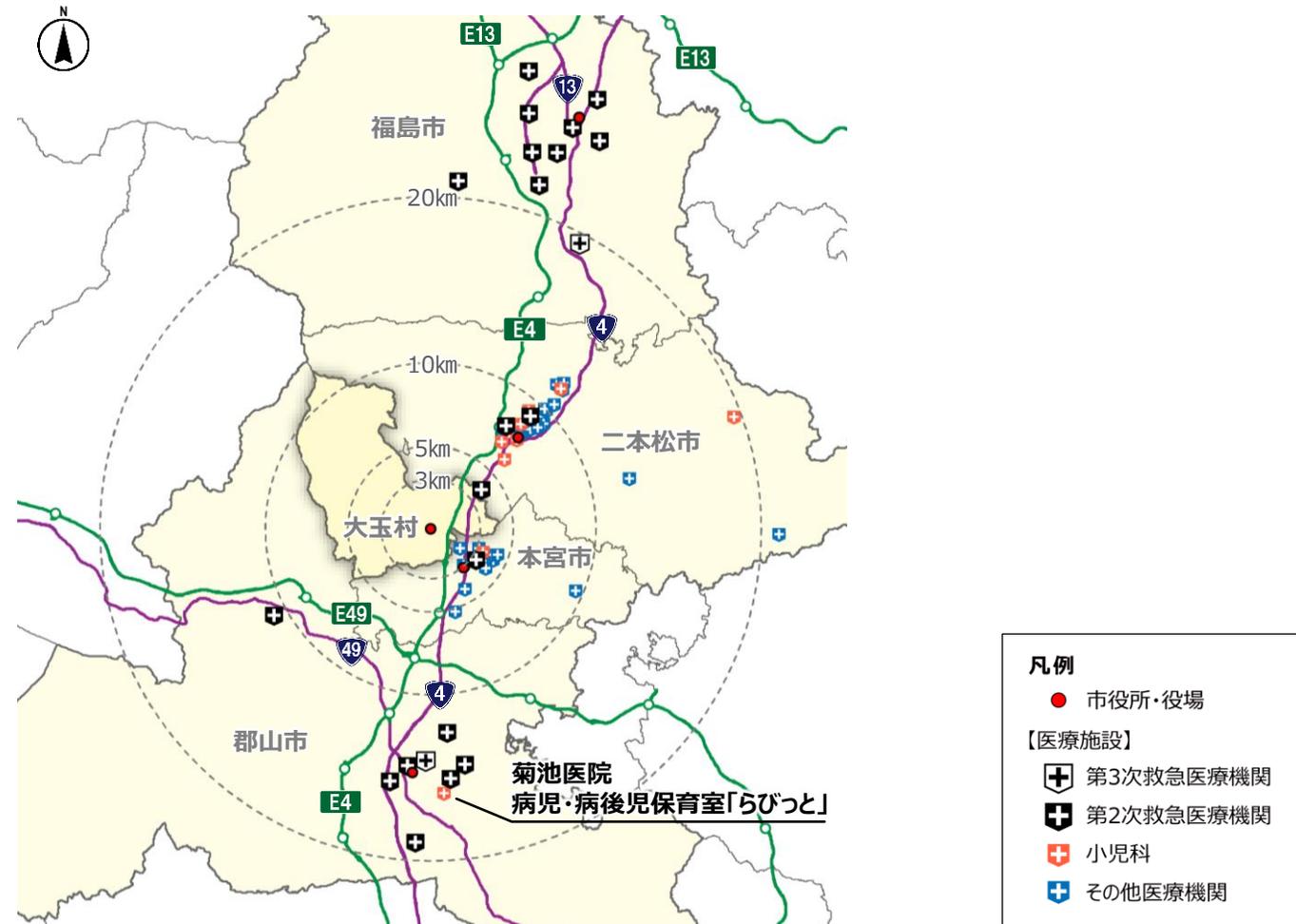
資料：大玉村資料

4. 村内で不足する都市機能（②医療機能）

大玉村には、医療施設が無く、小児科は二本松市や本宮市の病院を利用する案内となっている他、小児科医と連携が必要な病児保育施設は郡山市内の施設を利用することとなっている。

村内で暮らす上で医療機能を利用できる環境を維持するために、引き続き公共交通サービスによる医療機能へアクセス確保などに取組むとともに、子育て世代のニーズ把握に努めていく。

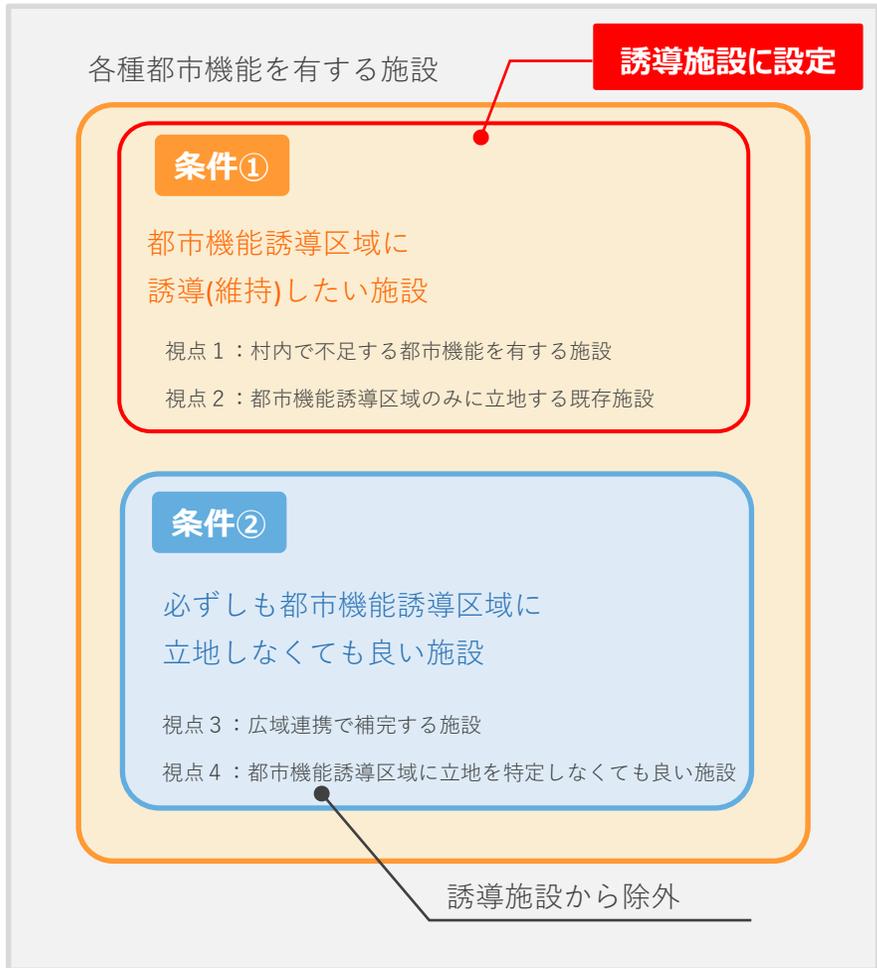
▼大玉村周辺の医療施設位置図



5. 大玉村における誘導施設の設定（案）

誘導施設の設定方法として、都市機能誘導区域に誘導（維持）したい施設【視点1～2に該当】を誘導施設とし、必ずしも都市機能誘導区域に立地しなくても良い施設【視点3～4に該当】を誘導施設の対象外とした。
 なお、大山地区と玉井地区の誘導施設は共通とする。

▼誘導施設の設定イメージ



▼誘導施設の設定（案） ※大山地区と玉井地区の誘導施設は共通

機能	施設	大山地区・玉井地区			国道4号沿道地区	備考
		共通	大山地区	玉井地区		
行政	役場	○	-	○	-	視点2
	行政窓口	○	○	○	-	視点2
介護福祉	地域包括支援センター	○	-	○	-	視点2
	老人ホーム	-	-	-	-	視点4
	居宅介護支援事業所	○	-	○	-	視点2
	訪問介護事業所	○	-	○	-	視点2
子育て	デイサービス	○	-	○	-	視点2
	認可保育所	○	-	○	-	視点2
	幼稚園	○	○	○	-	視点2
	子育て世代包括支援センター	●	●	-	-	視点1
商業	放課後児童クラブ	○	-	○	-	視点2
	大型小売店舗	-	-	-	○	視点2
	小売店	-	-	-	○●	視点1
医療	コンビニエンスストア	-	-	-	-	視点4
	病院	-	-	-	-	視点3
	一般診療所	-	-	-	-	視点3
金融	歯科診療所	-	-	-	-	視点3
	農協	-	-	-	-	視点4
教育・文化	郵便局	-	-	-	-	視点4
	図書館	-	-	-	-	視点3
	資料館	-	-	-	-	視点4
	公民館	○	○	○	-	視点2
	集会施設	-	-	-	-	視点4
運動施設	小学校・中学校	○	○	○	-	視点2
	体育館	-	-	-	-	視点4
	公園・運動場	-	-	-	-	視点4

【凡例】 ○：維持 ●：誘導 -：誘導施設の対象としない

5. 大玉村における誘導施設の設定（案）

誘導施設の根拠法令及び対象施設の定義は下記の通りとした。

▼ 誘導施設の根拠法令

機能	施設	根拠法令及び対象施設の定義
行政	役場	地方自治法第4条の1項に規定する役場
	行政窓口	行政サービスの窓口機能を有する施設
介護福祉	地域包括支援センター	介護保険制度において厚生労働省が推奨する「通いの場」
	居宅介護支援事業所	介護保険法第1条の2に規定する事業を行う施設
	訪問介護事業所	介護保険法第8条第2項に規定する事業を行う施設
	デイサービス	老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター
子育て	認可保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所について、都道府県（または政令指定都市または中核市）が設置を認可した施設
	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
	子育て世代包括支援センター	児童福祉法第6条第3項に規定する子育て支援センターについて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う等の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う施設
	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に規定する事業を行う施設
商業	大型小売店舗	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する小売業を行うための大型店舗 大規模小売店舗立地法施行令において、店舗面積は1,000㎡以上と規定
	小売店	日本標準産業分類に分類される商業施設のうち、下記に該当する施設※店舗面積の下限値は設定しない [569] その他各種商品小売業/従業員常時50人未満のもの [581] 各種食料品小売業/従業員常時50人未満のもの [603] 衣料品・化粧品小売業
教育・文化	公民館	村が整備する公共施設のうち、居住する地域に寄らず多くの村民が文化活動を行う施設で、社会教育法第20条に規定する公民館
	小学校・中学校	学校教育法第1条に規定する小学校、中学校